

ジブラルタ生命の 先進医療特約 (無配当)

全額自己負担となる先進医療の技術にかかわる費用に備える特約です。



先進医療とは…

最新の医療技術のうち厚生労働大臣が認める医療技術のことで、医療技術ごとに対象となる疾患や症状および実施する病院等が限定されています。先進医療の治療を受けた場合、診察料や検査費用・入院等は公的医療保険の適用対象となりますが、「先進医療の技術にかかわる費用」に関しては公的医療保険の適用対象外のため、全額自己負担となります。

給付金のお支払例

公的医療保険の加入者(70歳未満・所得区分:年収約370万円～約770万円)で、1か月の総医療費が300万円、うち先進医療の技術にかかわる費用が200万円とその全額を被保険者が負担した場合



先進医療の技術にかかわる費用の額の例

※令和3年12月2日 厚生労働省「第105回 先進医療会議資料」「令和3年度実績報告」

技術名	平均費用
重粒子線治療*	約319万円

技術名	平均費用
陽子線治療*	約265万円

*一部の治療は公的医療保険の適用対象になります。

※厚生労働省「令和3年度先進医療技術の実績報告について」をもとに当社にて算出しています。(先進医療総額÷年間実施件数)

※ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合等、先進医療でなくしている場合には、先進医療給付金のお支払いはできません。

1 先進医療の技術にかかわる費用の額のうち被保険者が負担すべき金額を
通算2,000万円までお受取りいただけます。

立替不要! 先進医療の技術にかかわる費用を医療機関へ直接お支払いする「先進医療給付金ダイレクト支払サービス」をご利用いただけます。

2 ご契約後に新たに認められた先進医療も対象となります。

ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは…

先進医療について

- 厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定められる先進医療をいいます。
ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた病院・診療所で行われるものに限りです。
- ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合等、先進医療でなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払いはできません。
- 先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

先進医療の技術にかかわる費用の額とは

- 先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象外の先進医療の技術にかかわる費用の額をいいます。先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象部分は、自己負担分を含めこの特約のお支払対象となりません。

高額療養費制度について

- 公的医療保険には、「高額療養費制度」という制度があり、1か月の自己負担額に上限が設けられています。自己負担の上限額は、年齢や所得によって異なります。
たとえば、70歳未満の年収約370万円～約770万円の方の場合、以下で計算する自己負担限度額を超えた額が公的医療保険から支給されます。
 $80,100円 + (\text{医療費} - 267,000円) \times 1\%$
※詳しくは健康保険組合などにご確認ください。

先進医療給付金ダイレクト支払サービスについて

- 先進医療特約を付加した場合に先進医療による療養を受けられたとき、先進医療給付金を最高2,000万円まで当社より直接、療養を受けられた医療機関にお支払いするサービスです。
《取扱条件》
 - ・契約者が個人であること
 - ・医療機関から同意を得ていること
 - ・医療機関から支払日を指定されていないこと など

更新について

- この特約の保険期間・保険料払込期間は5年または10年で、お申し出がない限り、この特約の保険期間の満了日の翌日に自動的に更新されます（最終到達年齢は、最長90歳までとなります）。
- 更新後のこの特約の満了日が主契約の保険料払込期間または保険期間をこえる場合は、主契約の保険料払込期間満了日または保険期間満了日までのお取扱いとなります。
- 更新後のこの特約の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。
したがって、通常更新後の保険料は更新前より高くなる場合があります。

その他

- この特約から支払われる給付金が、通算支払限度額である2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。
- この特約は、同じ被保険者に対して複数の契約に付加することはできません。
- この特約には解約返戻金はありません。
- この特約は、主契約に付加してご契約いただけます。主契約によってはお取扱いできない場合があります。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。
詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

■当パンフレットに記載の公的医療保険制度の内容は2022年3月現在のものです。法律改正等により変更となる場合があります。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>